

第2回 鶴見川多目的遊水地土壤環境保全委員会 議事要旨

日時：令和元年12月2日(月) 15:00~17:00

場所：鶴見川流域センター 1階コミュニティールーム

出席委員：委員長	京都大学名誉教授	嘉門	雅史
委員	慶応大学 名誉教授	岸	由二
委員	港北区連合町内会長	小林	辰雄
委員	横浜市環境創造局環境保全部 部長	関川	朋樹
委員	城郷地区連合町内会 会長	防後	優子
委員	東京農工大学大学院 工学研究院 教授	細見	正明
委員	東京大学 環境安全センター 教授	山本	和夫

議 事

- 1) これまでの経緯と継続モニタリング結果の報告
- 2) 一時保管施設の今後の方向性―調査計画(案)―の報告

議事要旨

- 1) 継続モニタリングの結果には異常の無いことから、継続モニタリングは終了とする。
- 2) 一時保管施設での土壌調査は、土壌汚染対策法を遵守して実施する旨了解された。
- 3) 土壌調査にあわせて実施する水質調査は、水質変化の検証を可能にする項目を選定することで了解された。

第2回 鶴見川多目的遊水地土壌環境保全委員会

—議事次第—

日時 令和元年12月2日（月） 15:00～17:00

場所 鶴見川流域センター 1階コミュニティールーム

1. 開 会・挨 拶

2. 委員会設立趣旨・規約・委員会名簿

3. 議 事

1) これまでの経緯と継続モニタリング結果の報告

2) 一時保管施設の今後の方向性 -調査計画(案)- の報告

4. 閉 会

配付資料

議事次第(本稿)/委員会出席者名簿/配席図

資料 委員会設立趣旨書・規約・委員会名簿、傍聴規定

資料1 これまでの経緯と継続モニタリング結果

資料2 一時保管施設の今後の方向性 -調査計画(案)-

参考資料 第2回鶴見川多目的遊水地土壌環境保全委員会 -参考資料-

第2回 鶴見川多目的遊水地土壤環境保全委員会 出席者名簿

委員会委員

役割	所 属 ・ 部 署 ・ 役 職	氏 名
委員長	京都大学 名誉教授	嘉門 雅史
委員	慶應義塾大学 名誉教授	岸 由二
委員	港北区連合町内会 会長	小林 辰雄
委員	横浜市 環境創造局 環境保全部 部長	関川 朋樹
委員	城郷地区連合町内会 会長	防後 優子
委員	東京農工大学 名誉教授	細見 正明
委員	東京大学 名誉教授	山本 和夫

(50音順 敬称略)

国土交通省 (敬称略)

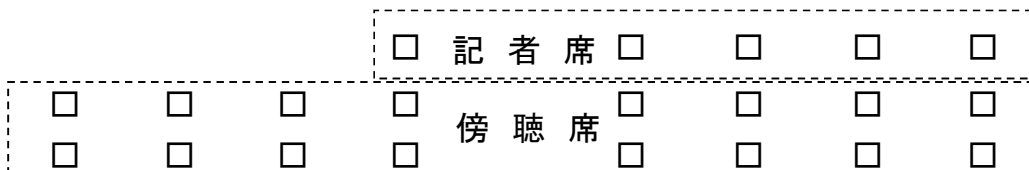
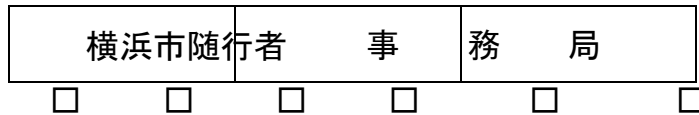
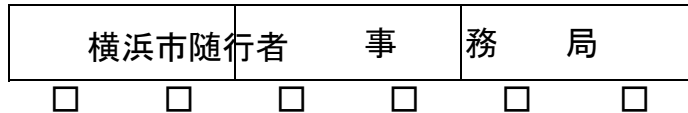
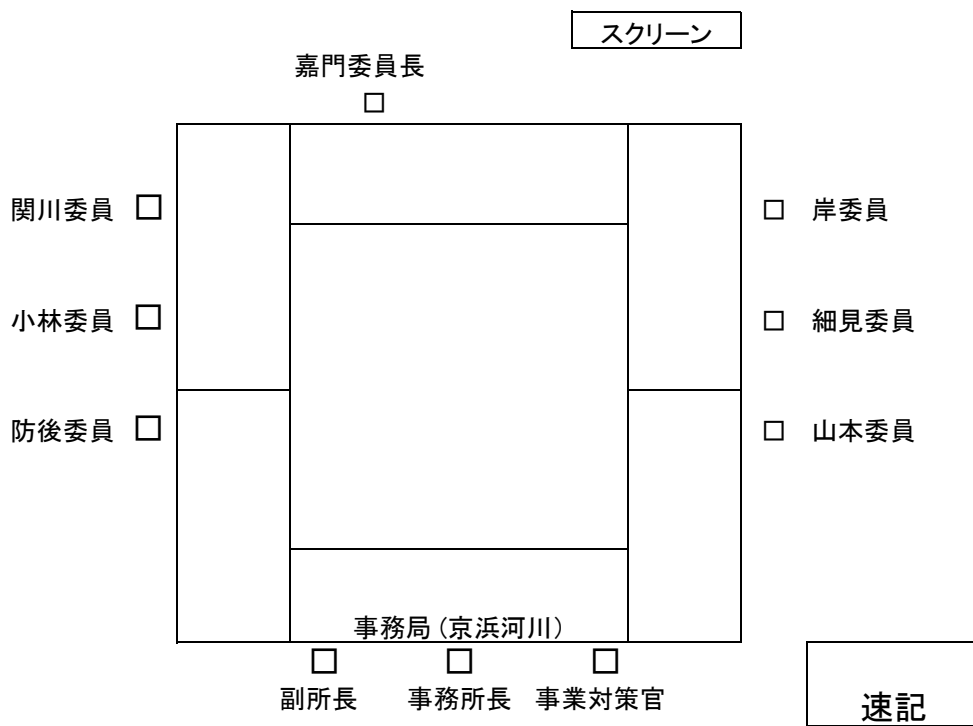
所 属 ・ 役 職		氏 名
関東地方整備局京浜河川事務所	事 務 所 長	澁谷 慎一
	副 所 長	太田 敏之
	事業対策官	岸上 仁
	流域調整課 流域調整課長	大野 光秀
	流域調整課 専門官	越智 倫弘
	流域調整課 総合治水係長	黒田 祐夫

第2回 鶴見川多目的遊水地土壌環境保全委員会

令和元年12月2日(月) 15:00~17:00

鶴見川流域センター 1F コミュニティールーム

配席図



出入り口

鶴見川多目的遊水地土壤環境保全委員会 設立趣旨書

鶴見川多目的遊水地整備工事及び横浜市橋梁工事では、工事中にポリ塩化ビフェニル等の有害物質（以下、「PCB 等」という。）及び異物（木材、プラスチック、がれき類等）が混在している土砂（以下、「異物混入土」という。）が確認されたため、鶴見川及び鳥山川合流部付近に、外部へ拡散しないよう対策のうえ一時保管しました。その後、PCB 等の濃度が比較的高い異物混入土の無害化処理を実施し、平成 25 年 6 月に完了しました。

処理完了から 2 年間経過したことから、これまでのモニタリング結果を検証し、土壤環境の保全状況を確認するため、各専門家から構成される「鶴見川多目的遊水地土壤環境保全委員会」を設立するものです。

「鶴見川多目的遊水地土壤環境保全委員会」

規 約

[名称]

第1条 この委員会の名称は「鶴見川多目的遊水地土壤環境保全委員会」(以下「委員会」という)とする。

[目的]

第2条 委員会は、鶴見川多目的遊水地内に設置されている、PCB等の異物混入土の一時保管施設について、濃度が比較的高い異物混入土の無害化処理後2年間が経過したことから、これまでのモニタリング結果を検証し、土壤環境の保全状況を確認することを目的とする。

[委員会組織]

第3条 委員会は、委員長及び委員を持って組織する。

1. 委員長は京都大学 名誉教授 嘉門雅史とする。
2. 委員は、別表に掲げるものとする。
3. 委員会の書記は、事務局がこれにあたる。
4. 委員長は、必要と認めたとき2.に掲げる者以外の出席を求めることができる。

[委員会の運営]

第4条 委員会は事務局により運営を行う。

[事務局]

第5条 委員会の事務局は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所が行う。

[その他]

第6条 この規約に定めるもののほか、委員会運営に必要な事項は委員会に諮って定めるものとする。

[会議の公開]

第7条 別に定める委員会傍聴規定により傍聴するものとする。

附則

[施行期日]

この規約は、平成28年3月29日から施行する。

＜別表＞鶴見川多目的遊水地土壤環境保全委員会 委員名簿

区分	氏名	所属・部署・役職
委員長	嘉門 雅史	京都大学 名誉教授
委員	岸 由二	慶應義塾大学 名誉教授
委員	小林 辰雄	港北区連合町内会 会長
委員	関川 朋樹	横浜市 環境創造局 環境保全部長
委員	細見 正明	東京農工大学 名誉教授
委員	防後 優子	城郷地区連合町内会 会長
委員	山本 和夫	東京大学 名誉教授

※ 委員の掲載順は、50音順となっております。

鶴見川多目的遊水地土壤環境保全委員会 傍聴規定

(趣旨)

第1条 本規定は、鶴見川多目的遊水地土壤環境保全委員会（以下「委員会」という）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

(傍聴者受付)

第3条 事務局は傍聴者受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴者受付にて住所・氏名・年齢を記入するものとする。

- 2 傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴者とし、定員を超える場合は受付の先着順により傍聴者を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) 第3条により決定した傍聴者以外の者
- (2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

(秩序の維持)

第7条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な事項の指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

- 2 委員長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示されたにもかかわらず、傍聴者が指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

(その他)

第8条 この規定の変更やこの規定に定めのない事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規定は、平成28年3月29日から施行する。